

福祉用具販売事業所
居宅介護支援事業所 各 位

伊丹市介護保険課

同一種目内における特定福祉用具の再購入について

いつも大変お世話になっております。

みだしの件につきまして、本市では、これまで単なる老朽化を理由とした特定福祉用具の再購入は認めていませんでしたが、今後は、同一種目内の再購入について、下記のとおり取り扱うことといたします。

つきましては、ご一読のうえ、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 再購入の理由について

下記の理由によって、使用することが不適切になった場合に認められます。

認められるもの	認められないもの
① 経年変化 ・破損 ・磨耗 ・腐食 ② 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合	主たる用途に差し支えない理由 ・汚れ ・悪臭 ・主たる用途に差し支えない部品の交換 (例：ポータブルトイレの紙巻き器)

※浴槽台については、浴槽の内と外の2点を必要とされる場合がありますので、同時に2点購入することや、1点購入後に2点目が必要になり、後で購入することは可能です。この場合は、その旨を申請書の「福祉用具が必要な理由」に明記し、通常の方法で申請してください。

2. 部品を交換することで用具の使用が継続できる場合について

福祉用具購入の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている用具については、部品のみの購入も介護保険の対象となります。

部品を交換することで用具の使用が継続できる場合は、本体ではなく部品の購入

をしてください。

■交換可能な部品の例

種目	品目	交換（購入）を認める部品
腰掛便座	ポータブルトイレ	便座、バケツ
入浴補助用具	シャワーチェアー	座面、背もたれ
	浴槽台	上部クッション面

3. 申請方法・添付書類など

必ず事前に市担当者にご相談ください。

※同じ種目内で異なる品目（例：入浴補助用具の中の浴槽台とシャワーチェアー）は通常通りの申請となります。同じ用途内の福祉用具（例：シャワーチェアーとシャワーチェアー）の再購入の場合に、下記の申請が必要になります。

- ① 申請書の「福祉用具が必要な理由」に、再購入である旨を記載してください。
- ② 使用不可になった用具の写真（全体像と問題の箇所がわかるもの）を添付してください。（被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合の申請では不要）
- ③ 福祉用具サービス計画書（前回までの購入履歴と、本体購入の場合は部品購入では対応できない理由を明記）を添付してください。

4. その他

- ・過去の購入履歴が不明の場合は、介護保険課にお問い合わせください。
- ・再購入の理由にあてはまるものがない場合は、介護保険課にご相談ください。

以 上

問合せ：

伊丹市介護保険課 上田・國松

電 話：072-784-8037

ファックス：072-784-8006